

## 京王テニスクラブ利用約款

〈京王レクリエーション株式会社〉

### (約款の適用)

第 1 条 京王テニスクラブ(以下「当クラブ」といいます。)の利用者は、本約款に従っていただきます。約款において「利用者」とは、プレーをするか否かに関わらず当クラブに来場し施設を利用される方をいいます。

### (休業日、営業時間)

第 2 条 当クラブの休業日及び営業時間については、当クラブが別に定めるところによります。ただし、臨時に変更する場合があります。

### (施設利用の拒絶)

第 3 条 当クラブは次の各号のいずれかに該当する場合は施設の利用をお断りする事があります。

1. 天災その他やむを得ない事情により、クラブを休業するとき
2. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行う恐れがある者と認められるとき
3. 利用者が集団的にまたは、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者と認められるとき
4. 偽名又は他人名義で登録が行われたとき
5. 泥酔等により、正常な施設利用が出来ないと認められるとき
6. 刃物、危険物等を所持しているとき
7. ルール・マナーに著しく反するとき及びその警告を無視して改めないとき
8. その他、本約款に違反したとき

### (免責事項)

第 4 条 当クラブは次の各号について、一切の責任を負いません。

1. 携帯品の紛失・盗難・滅失・毀損
2. 駐車場で車両(自動車、バイクおよび自転車等)及び携帯品の盗難又は損傷等の事故
3. プレーに際して生じた負傷、物品破損その他の損害
4. 当クラブスタッフの指示および本約款に従わなかったことによって生じた事故、損害

### (危険防止・事故防止)

第 5 条 当クラブでは利用者が楽しく安全に練習していただけるように、次の事項を禁止していません。利用者は必ず遵守してください。

1. コート以外でのプレー
2. プレーヤー以外の方のコートへの立ち入り
3. 当クラブコーチングスタッフ以外の方によるレッスン行為
4. 通路等コート以外での素振り等の行為
5. 関係者以外立ち入り禁止区域への立ち入り
6. 無許可での写真撮影、録音等の行為
7. 指定場所以外での喫煙、歩きながらの喫煙

(強風、雷、異常気象時の注意事項)

第 6 条 強風、雷、異常気象などの際は、プレーを中断し、当クラブスタッフの指示に従ってください。

(施設に与えた損害)

第 7 条 利用者が、故意または過失によって当クラブの施設に損害を与えたときは、利用者による損害を賠償していただきます。

(持込み品の禁止)

第 8 条 施設内へは、次の各号に挙げる物品の持込みをお断りいたします。

1. 動物、ペット(補助犬を除く)
2. 悪臭又は騒音を発するもの
3. 銃砲刀剣類
4. 発火又は爆発の恐れのあるもの
5. その他、他人に迷惑を及ぼす物品

(行為の禁止)

第 9 条 施設内では、次の各号に挙げる行為はお断りいたします。万が一当該行為を発見した場合は、当クラブの利用を中止し、退場していただくことがあります。この場合、料金の払い戻しはいたしません。

1. 賭博その他風紀を乱す行為
2. 物品販売及び広告宣伝行為
3. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
4. 特に許可を得た者以外のコート内の立ち入り

(個人情報の取り扱いについて)

第 10 条 当クラブは当クラブの運営に伴い知り得た利用者の個人情報について、別途定める「個人情報保護規定」に則り安全管理に努めます。また、利用申込等の際にご記入いただいた個人情報は、契約期間更新等の事務手続き、ご予約内容、お忘れ物等についての問合せや、当クラブ主催の競技会やキャンペーン等のご案内にのみ使用しその他の目的に使用することはありません。

(付 則)

この利用約款は、利用者が来場したときから効力を発生し、施設の利用を終了したときまで効力を有するものとします。又、この約款は必要に応じ改定することがあります。

以 上  
京王テニスクラブ  
2010 年 4 月 1 日